

第32回青森県原子力安全対策委員会会議概要

1. 日 時：平成18年9月15日（金）13：00～15：05
2. 場 所：アラスカ 地下1階「サファイア」
3. 議事概要

(1) 日本原燃株六ヶ所再処理工場アクティブ試験について

① アクティブ試験計画の概要

○日本原燃株から、アクティブ試験計画の概要について、次のとおり説明があった。

- ・再処理工場で行う試験は、「機器の動作や性能の確認」、「機器等の不具合や故障を操業前に早期に見つけ出し手直しを実施」、「運転員や補修員等の技術的能力の向上、運転手順書等の充実」を目的としている。これまでに通水作動試験、化学試験、ウラン試験が行われ、現在最終段階であるアクティブ試験中である。
- ・アクティブ試験では、使用済燃料を用いることにより、それまでの試験では確認できなかったプルトニウムや核分裂生成物の取扱いに係る施設の安全機能や機器・設備の性能を確認することを目的とし、約430トンの使用済燃料を使用する計画である。
- ・アクティブ試験の進め方について、アクティブ試験は大きく分けると、「各施設の安全機能及び機器・設備の性能の確認」と、続く「連続運転及び工場全体の運転性能の確認」の2段階である。また、この2つの段階を5つのステップに分けて行い、第1、第2ステップの後にはホールドポイントを設けている。
- ・アクティブ試験中の安全対策について、再処理工場では、多重防護の考え方にに基づき、また、先行工場のトラブル等も踏まえ、必要な安全対策を取り入れた上で、工場の設計・建設を実施した。また、これまでの試験で実際の機器等の動作や性能の確認、不具合・故障の手直しを実施しており、ウラン試験における臨界・火災・爆発の防止等の要求も満たしていることを確認している。さらに、アクティブ試験ではホールドポイントを設定し、保安規定に基づく操作という安全対策を講じている。
- ・アクティブ試験中の環境への安全対策について、気体廃棄物はフィルタにより放射性物質をできる限り除去し、安全確認をしつつ排気筒より大気中へ放出する。液体廃棄物については、低レベル、高レベルともに蒸発処理を行い、低レベルの蒸留水のみを安全確認の後、海洋放出管より放出する。
- ・放出された放射性物質等の環境への影響について、六ヶ所再処理工場からの

線量は0.022ミリシーベルトであり、自然界からの線量2.4ミリシーベルトの約100分の1と評価しており、健康への影響はない。

- ・環境モニタリングの結果は、四半期毎に、専門家や学識経験者からなる「青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議評価委員会」において、影響がないか評価されている。また、評価結果については、「モニタリングつうしんあおもり」などで公表している。
- ・アクティブ試験中に発生が予想されるトラブル等について、再処理工場は多重防護の考えに基づく安全対策により、住民の健康に影響を与えるようなトラブルは発生しないと考えている。
- ・再処理工場は多数の機器や設備があるため、これらの軽微な故障、洗浄及び補修作業が発生するので、トラブル事例集を作成、公表し、県民の理解活動に用いてきた。また、トラブルが発生した際は、連絡・公表基準を定め、事象の影響に応じて、区分わけをして公表する。

②六ヶ所再処理工場におけるアクティブ試験に係る安全協定について

- 青森県から、六ヶ所再処理工場におけるアクティブ試験に係る安全協定について、次のとおり説明があった。
- ・県では、ウラン試験結果、アクティブ試験計画及びアクティブ試験に係る安全協定書（素案）等について、県議会議員全員協議会、青森県原子力政策懇話会及び市町村長会議において意見を伺い、県内6地区で県民説明会を開催した。また、「六ヶ所再処理工場アクティブ試験に関する意見聴取」を開催し、知事が直接、県内各界各層の団体や学識経験者から意見を伺った。さらに、県議会各党派等に意見を取りまとめていただき、報告を受けた。
- ・その上で知事から児島社長に対し、安全文化の醸成及び品質保証体制の更なる向上などについて要請し、児島社長から真摯に取り組んで行くとの回答があった。また、関係大臣等出席のもと開催された核燃料サイクル協議会において知事から政府一体としての核燃料サイクルの推進や原子力施設の安全の確保について、国の姿勢を確認し、さらに、知事から六ヶ所村長に対し、安全協定の締結は了とする旨の意向を確認した。
- ・県としては、慎重の上にも慎重に手順を踏んで、三役・関係部長会議を開催して協議した結果、関係各位からの意見等を総括すると、先に公表した安全協定書（素案）をもって安全協定を締結することについて、大筋として了とする方向にあることなどについて確認するとともに、核燃料サイクル協議会における国等からの回答、日本原燃株式会社社長に対する確認結果、六ヶ所村長の意向等を勘案すると、安全協定を締結することは適当との判断に至り、平成18年3月29日、安全協定を締結した。

③アクティブ試験結果（第1ステップ）の概要について

○日本原燃㈱から、アクティブ試験結果（第1ステップ）の概要について、次のとおり説明があった。

- ・アクティブ試験第1ステップの試験範囲は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、制御建屋、非常用電源建屋、分析建屋、低レベル廃液処理建屋、低レベル廃棄物処理建屋、主排気筒である。
- ・前処理建屋は、使用済燃料のせん断・溶解ができることの確認、臨界上安全であることの確認が行われ、良好な結果が得られている。また、分離建屋、精製建屋の試験項目も良好な結果が得られた。
- ・再処理施設全体で作業環境の安全についての確認が行われ、施設内の線量当量率などについて良好な結果が得られた。
- ・環境への影響について、大気及び海洋へ放出する放出放射エネルギーは、放出管理目標値を十分下回っている。
- ・トラブル等の発生状況について、法令報告対象のトラブルはなかった。トラブル等対応要領に規定するトラブルでは、「溶解層セル内における洗浄水の漏えい」及び「精製建屋内における試薬の漏えい」の2件であり、いずれもB情報であった。
- ・5月の放射性物質の体内取り込みについては、取込みが微量であったため、C情報未満、6月の体内取り込みは、事象発生当初、トラブル情報に該当するおそれがあるものとして関係機関に連絡、公表したが、調査の結果、内部被ばくはないことが確認されたため、C情報未満とした。
- ・不適合等については、適切に処置を行い、第2ステップへの移行にあたり安全上支障がないことを確認している。

④6月24日に発生した分析建屋における作業員の放射性物質の体内取りこみに係る調査結果について

○日本原燃㈱から、6月24日に発生した分析建屋における作業員の放射性物質の体内取りこみに係る調査結果について、次のとおり説明があった。

- ・6月24日、再処理工場の分析建屋の第15分析室において、分析員の鼻などに汚染を確認し、バイオアッセイ（排泄物の分析による放射性物質の体内摂取量評価）の結果、放射性物質は検出されず、内部被ばくはなかった。また、当該分析員は、当日、日本原燃株式会社の産業医による臨時健康診断を受け、異常はなかった。
- ・体内取り込みの原因は、第1分析室にて精製建屋から送られてきた試料の分析項目を誤って確認したことにより、前処理を行わず、第22分析室へ気送

したこと、第22分析室では、試料を焼き付けた試料皿の放射能を確認する際、数え落としが起きたため、基準値を超えた試料をフードから持ち出したこと、試料皿をチャック付き袋で第15分析室へ運搬する際、試料表面と袋内面が接触し放射性物質がはく離しやすい状態となったこと、第15分析室では、はく離しやすい状態の試料をフードのない分析計測装置で測定した際、当該装置内に汚染が発生し、その汚染が分析員に拡がったことである。

- ・今後の対策として、第1分析室では、必要な前処理を行ったことを分析員が自らチェックするとともに、作業管理者も確認をすること、継続的な改善として前処理が未実施の試料を移送できないような計算機システムを設置すること、第22分析室では、チェックシートを用いて必要な前処理が行われていることを分析員が確認するとともに、作業管理者も確認すること、持ち出し基準値を超える試料の数え落としがないような測定装置とすること、試料を運搬についてもチャック付き袋ではなく容器に入れての運搬とすること、第15分析室では、放射性物質がはく離しても分析員に付着しないように分析計測装置をフードで覆い、その中で作業をすることである。
- ・今後の総合的な対策としては、作業管理者を配置し、分析作業の管理体制の強化を図ること、日本原燃株式会社及び協力会社の分析員に対し、分析作業の質の向上、技量の向上を目的として、汚染トラブルに関する教育、分析手順と汚染のリスクについての教育、分析に必要な再処理プロセスに関する教育、教育訓練の定着状況の確認を行うこと、技術・技能認定制度の対象者に対し、定期的な試験を実施し合格した者を適切に配置すること、現場での実技試験や定期的な更新試験を実施することである。
- ・マスク着用範囲を明確化するとともに小集団を設けヒューマンエラーや内部被ばく等に対する問題点を徹底的に洗い出し、全社で改善活動を推進していく。

⑤再処理施設における作業員の内部被ばくに係る教育訓練を含めた不適合等の是正措置について（報告）

- 日本原燃株式会社から、再処理施設における作業員の内部被ばくに係る教育訓練を含めた不適合等の是正措置について、次のとおり報告があった。
- ・分析員等に対する教育訓練を8月4日までに終了した。また、「再処理施設アクティブ試験（使用済燃料による総合試験）中間報告書（その1）」にて報告した不適合等のうち、第2ステップ開始までには是正措置を終了するとしていた9件の不適合等については、8月4日までに処置を終了した。
- ・今後、運転部門、補修部門及び放射線管理部門における運転員、補修員及び放射線管理員並びに同等の業務を行う協力会社社員に対する教育訓練につい

てもアクティブ試験の第4ステップ開始までに実施する。

⑥アクティブ試験（第1ステップ）の確認結果について

- 原子力安全・保安院から、アクティブ試験（第1ステップ）の確認結果について、次のとおり説明があった。
 - ・原子力安全・保安院は、アクティブ試験第1ステップにおいて、線量当量率及び空気中の放射性物質濃度、溶解性能、核分裂生成物の分離性能、プルトニウムの分配性能・逆抽出性能及び環境への放出放射エネルギーといった基本的な安全性の確認を含め19の試験項目が実施され、いずれも所期の目的に達したことを確認した。
 - ・また、第1ステップで確認した不適合等の是正処置について、第2ステップまでに是正処置が必要な31件のうち、22件は既に完了していることを保安検査等により確認し、残りの9件については第2ステップ開始までに処置が完了したことを確認する予定である。なお、必要となる適切な時期までに処置を完了するとした8件については、第2ステップ開始にあたって安全上支障のないことを確認した。
 - ・第2ステップにおいても、基本的な安全性の確認を行うとともに、高レベル廃液処理設備の処理能力及び低レベル廃液処理設備の処理能力についての使用前検査を行う。また、日本原燃㈱における保安活動、品質保証体制の向上等については、第2ステップにおいても、六ヶ所再処理施設総点検に関する検討会に諮りつつ、保安検査及び現地の保安検査官による巡視点検を通じて、厳しく確認していく。

⑦教育訓練を含めた不適合等の是正措置の確認結果について

- 原子力安全・保安院から、教育訓練を含めた不適合等の是正措置の確認結果について、次のとおり説明があった。
 - ・平成18年8月7日、日本原燃株式会社より、教育訓練を含めた不適合等の是正措置の結果について報告があった。原子力安全・保安院としては、適宜、日本原燃株式会社の不適合等の是正措置等について立会い等を行い、取組み状況を確認してきたところであるが、この報告を受け、日本原燃株式会社が実施した教育訓練を含めた是正措置について確認を行った。
 - ・追加教育については、教育訓練の内容を確認するとともに、現地の保安検査官が教育訓練に立ち会い、今回の教育訓練がより実効性のあるものであり、確実に実行されたことを確認した。
 - ・技術・技能認定試験については、技術・技能認定委員会に立会い、分析員としての十分な知識を有し、かつ十分な技能を有している者が技術・技能認定

試験に合格し、認定されていることを確認した。

- ・今後の教育訓練については、日本原燃株式会社が実施する運転、保守及び放射線管理に携わる要員に対し、放射性物質による環境への影響等のリスク評価の教育も強化することが重要と考え、これらを含めた長期的なカリキュラムの下に、これらの教育訓練が確実に実行され、定着していくことを厳格に確認していく。
- ・第2ステップまでに是正措置を終了するとしていた不適合等について、現地の保安検査官により是正措置が全て終了したことを確認した。
- ・原子力安全・保安院としては、日本原燃(株)が第2ステップ開始までに行うとした教育訓練、不適合等の是正措置が全て終了し、その結果を保安検査官の立会い等により確認できたことから第2ステップへの移行に支障はないと考える。

⑧再処理施設における作業員の内部被ばくに係る教育訓練を含めた不適合等の是正措置について

○青森県から、再処理施設における作業員の内部被ばくに係る教育訓練を含めた不適合等の是正措置について、次のとおり説明があった。

- ・平成18年6月24日に再処理施設分析建屋において作業員の内部被ばくのおそれがあると確認された事象の発生を踏まえ、6月27日、副知事より原子力安全・保安院長に対し、7月11日、知事から経済産業大臣に対し、事業者に対し責任をもって、より一層厳正な安全規制・指導を行うとともに、これらの状況について適時適切に県等に対し説明をすること等について要請した。
- ・経済産業大臣からは、経済産業省としては、作業員の被ばく等について、再発防止のために十二分に厳格に対応し、これらの状況は、県等に説明していくとの回答があった。
- ・また、7月14日、原子力安全・保安院薦田審議官から、知事に対して、第1ステップにおいて、環境への放出放射エネルギーといった基本的な安全性の確認を含め19の試験項目が実施され、いずれも所期の目的に達していることを確認したこと、第1ステップで発生した不適合等について、日本原燃株式会社が実施した調査結果、その原因究明及び是正措置、並びに再処理施設における作業員の内部被ばくに係る教育の強化等の再発防止策等について、妥当なものかと判断したこと、日本原燃株式会社における保安活動・品質保証体制の向上等については、第2ステップにおいても、「六ヶ所再処理施設総点検に関する検討会」に諮りつつ、保安検査及び現地の保安検査官による巡視点検を通じて、厳しく確認していくとの報告があった。

- ・ 児島日本原燃株式会社社長からは、第1ステップにおいて、前処理工程をはじめとする、それぞれの工程において、当初想定していた各機器等の機能が確保されていることに加え、基本的な安全性が確保されていることを確認したこと、安全上重要な施設の安全機能に関わる不適合はなかったこと、分析作業員の内部被ばくに関しては、排気機能を備えた分析装置用フードの設置などのハード面と汚染トラブルに関する教育や作業管理者の配置などのソフト面の両面からの対策を進め、特に教育については、協力会社作業員も含めて「技術・技能認定制度」を一層充実させること、協力会社と日本原燃株式会社が一体となって、ヒューマンエラー防止小集団活動を社長自らがトップとなり、積極的かつ継続的に展開し、企業風土として定着させるとの報告があった。
- ・ 8月7日、日本原燃株式会社から原子力安全・保安院に対して「再処理施設における作業員の内部被ばくに係る教育訓練を含めた不適合等の是正措置について」の報告がなされ、このことについて、日本原燃株式会社社長から知事に対して、放射性物質の体内取り込みに関わるソフト面の対策として、協力会社を含めた分析員・作業管理者を対象とした汚染トラブルなどに関する教育及び技術・技能認定試験を実施し、今回新たに追加した実技試験において、グローブボックス等を用いた分析作業や放射線管理に関するサーベイ等が確実にできることを確認したこと、第2ステップ開始前までに措置を終了するとしていた不適合等については、8月4日までに処置を終了したこと、特に、体内取り込みに係わるハード面の対策として、放射能分析用フードの設置、測定器の改良、試料皿運搬容器の導入について、7月末までに完了し、運用に入っていること、今後とも、第1ステップまでの経験を活かし、半面マスクの着用範囲を明確にすることで放射性物質による汚染や内部被ばく防止はもちろんのこと、協力会社を含めたヒューマンエラー防止小集団活動を精力的に実施し、緊張感をもって慎重に事業を進めていくことの報告があった。
- ・ また、8月7日、原子力安全・保安院薦田審議官から知事に対して、日本原燃株式会社の教育訓練の内容について確認を行うとともに、現地の保安検査官が教育訓練の内容について確認を行うとともに、現地の保安検査官が教育訓練に立ち会い、今回の教育訓練がより実効性のあるものであり、確実に実行されたことを確認したこと、技術・技能認定委員会に立ち会い、分析員として十分な知識を有し、かつ十分な技能を有している者が技術・技能認定試験に合格し、認定されていることを確認したこと、同社が第2ステップまでに是正措置を終了するとしている不適合等について、現地の保安検査官により是正措置がすべて終了したことを確認したこと、特に、放射能分析用フー

ドについては、使用前検査の際に、据付及び性能を確認したこと、第2ステップ開始前までに行うとしていた教育訓練、不適合等の是正措置がすべて終了し、その結果を保安検査官の立ち会い等により確認できたことから、第2ステップへの移行に支障はないと考えること、日本原燃株式会社における保安活動、品質保証体制の向上等について、第2ステップ開始以降においても、「六ヶ所再処理施設総点検に関する検討会」に諮りつつ、確認していくことの報告があった。また、今後とも、事業者に対し、責任をもってより一層厳正な安全規制・指導を行うとともに、協力会社を含めた技術・技能認定制度について、厳しく確認し、その状況を県等に節目、節目で報告することについて報告があった。

- ・ 県としても、県民の安全と安心に重点を置いた対応の観点から、「半面マスクの着用状況」及び「ヒューマンエラー防止小集団活動の状況」などについて、8月9日、知事が原子力センター所長から直接確認したこと、同日、知事が要請した「協力会社を含めた全社的な安全文化の醸成」に係る実効性の向上を図るため、現地において、児島社長と協力会社社長等に相互連携の強化などについて改めて要請するとともに、分析作業に従事している社員と意見交換をした。
- ・ さらに、8月11日、知事が作業安全等について専門的知見を得るため、「原子力施設に関する技術顧問」から、現場における作業安全の実施状況などについて、専門的な立場からの報告を受けた。
- ・ 県として、県民の安全・安心の確保のため、ひとつひとつ慎重に確認した上で、同日、知事から日本原燃株式会社社長に対し、第2ステップに入ることを理解した旨伝えるとともに、試験に当たっては、協力会社と一体となってトラブルの未然防止や運転員等の技術的能力の向上を図るよう、改めて要請した。
- ・ 県としても、長期研修計画に基づき確実に教育が実施されていることを確認するため、日本原燃株式会社に対し、アクティブ試験期間中、四半期毎に長期研修計画の実施状況を県に報告するよう、併せて求めた。
- ・ 県としては、今後とも、国及び事業者の対応状況を厳しく見極めつつ、安全確保を第一義に慎重に対応していく。

(2) 東京電力株式会社東通原子力発電所第1・2号機について

① 重要電源開発地点の指定について

- 資源エネルギー庁から、重要電源開発地点の指定について、次のとおり説明があった。
- ・ 国が定める電源計画については、電源開発促進法に基づいて、毎年度「電源

開発基本計画」を決定していたが、平成15年10月に電源開発促進法が廃止されたことに伴い、国自らが電源開発基本法を策定する制度は廃止された。

- ・しかしながら、重要な電源の開発にあたっては、国としても、積極的な取組を行うことは重要であることから、平成16年9月10日地元合意形成や関係省庁における許認可の円滑化などの電源開発基本計画が有してきた機能を承継するため、「電源開発に係る地点の指定について」の閣議了解に基づき、重要な電源については、事業者の求めに応じて、経済産業大臣が指定する措置を講ずることとした。
- ・平成17年2月18日には重要電源開発地点の指定の手続き等を定める「重要電源開発地点の指定に関する規程」が定められている。
- ・指定の目的及び効果は、地元合意の形成の促進、関係省庁との事前調整等の許認可手続きの円滑化、周辺地域の整備等に寄与する事業の促進等である。
- ・対象電源は、原子力、水力（「1万kW以上のもの」、「ダム又は堰の設置を伴うもの」、「新たに河川流況の変化が生じるもの」のいずれかのもの）、地熱（1万kW以上）、火力（沖縄県内の1万kW以上）を対象とする。
- ・電気事業者及び卸供給事業者の申請に基づき経済産業大臣が指定する。
- ・地点指定に当たっては、電源開発の計画の具体化が確実な電源であること、電力需給対策上重要な電源であること等、必要なすべての要件を満たす必要がある。
- ・指定の有効期間は設けないものとし、当該地点の発電施設が運転を開始した場合は、指定を終了する。

②東通原子力発電所第1・2号機に係る主な経緯、建設計画概要ならびに東京電力の品質保証活動について

- 東京電力㈱から、東通原子力発電所に係る主な経緯、東通1，2号機建設設計計画概要ならびに東京電力の品質保証活動について、次のとおり説明があった。
- ・東通原子力発電所について、平成18年3月に重要電源開発地点指定に向けた申請を経済産業省へ実施した。
- ・東京電力東通原子力発電所の原子炉型式は改良型沸騰水型軽水炉（ABWR）であり、電気出力は138万5千キロワットである。また、1号機は着工を平成20年度、運転開始を平成26年度、2号機は着工を平成22年度、運転開始を平成28年度で予定している。
- ・多重防護により、設計、建設、運転、保守の各段階における品質管理の徹底による異常発生防止、異常状態の早期検知や、安全保護装置による事故の発生・拡大の防止対策、非常用炉心冷却装置による炉心冷却の維持、5重の障壁による放射性物質の閉じ込めを安全対策としている。

- ・品質保証システムの強化策として、体制（組織）の強化、品質保証システムの整備・見直しを実施する。また、第三者機関等による評価を受け、「世界最高水準の安全性と品質レベルを有する信頼される原子力発電所」を目指し、平成18年度より重点課題を展開する。

②東京電力株式会社東通原子力発電所第1・2号機の重要電源開発地点の指定について（回答）

- 青森県から、東京電力株式会社東通原子力発電所第1・2号機の重要電源開発地点の指定について、次のとおり説明があった。
- ・資源エネルギー庁より照会のあった東京電力株式会社東通原子力発電所第1・2号機の重要電源開発地点の指定については、異議ない旨回答した。
- ・特に安全確保6項目、防災対策2項目、環境保全対策2項目、広聴広報活動及び情報公開2項目、地域振興策4項目について万全の対策を講じるよう強く国に要請した。

(3)その他

県内各原子力施設の現況について各事業者から報告。

(4)質疑・意見交換

○八戸漁業指導協会から

- ・東通原子力発電所の温排水が漁業に影響を及ぼすことを認めて、漁業の損失補填を行っているが、現段階では放出口を中心に海岸線伝いの浅海漁場を対象とし、一定距離の区域内が補償対象と推測されるが、その区域設定の実態と根拠についてお知らせいただきたい。

等の質問があり、

東京電力(株)から

- ・発電所から排出される温排水の拡散範囲は、放水口を中心とした一定距離で評価しているものではなく、地域特性を十分踏まえた予測手法で実施している。
- ・予測手法としては、対象海域の流水や水温、気象、海底地形などの現地での「環境調査」を踏まえ、現地を模擬した「水理模型実験」の結果をもとに数値解析手法を用いて温排水の拡散範囲を求め、最も広がる範囲を包絡して、温排水の拡散範囲を求めている。シミュレーションでは、様々な海流条件などで評価し、それらの解析結果を全て包絡する範囲を温排水拡散範囲として示している。
- ・温排水の拡散予想範囲における漁業権等に対して補償しており、あらかじめ距離を定めて補償範囲を設定するものではない。

との回答があった。

○青森県畜産農業協同組合連合会から

- ・高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定について、国の動向はどのようになっているのか。
- 等の質問があり、

資源エネルギー庁から

- ・高レベル放射性廃棄物は、再処理、使用済燃料を再処理する結果発生するもので、その廃液をガラスによって固化をし、ステンレス製の容器にため、ガラス固化体という形の廃棄物として発生する。
- ・この最終処分に関しては、平成12年に特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律として国会で成立した。この法律では、大きく3点あり、一点目は、処分実施主体についての規定、2点目は、処分費用について計画的に積み立てるという制度、3点目は、立地地域の選定に関する方法を定めている。
- ・この法律に基づき、政府で去年10月に閣議決定を行っている。将来発生する廃棄物量はどれぐらいなのか、それをどういう時期までに処分地の選定の作業を行っていくかということが、閣議で決定されている。具体的には、平成20年代の前半を目途に精密調査地区を選定して、その中から、最終処分地を選定する。処分場が稼働するのは今からほぼ30年前後先の平成40年代後半である。
- ・現在、日本国内には、高レベル放射性廃棄物であるガラス固化体は、六ヶ所村に1100本程度、東海村に200本程度ある。今後、イギリスからも返還されてくる廃棄物が1100本程度ある。また、六ヶ所村の再処理工場が稼働すると、再処理工場内に約4万本の高レベル放射性廃棄物が施設内で保管されていくことになる。
- ・現時点では、まだ立地地域に候補として手を挙げる自治体はないが、経済産業省は、国と関係者が一体となって最終処分事業に係る情報提供を行い、一つでも多くの自治体が応募するよう、処分の実施主体である原子力発電環境整備機構、国及び電気事業者が一体となって最大限努力する。

との回答があった。

○日本労働組合総連合会青森県連合会から

- ・日本原燃アクティブ試験第1ステップの確認結果が報告されたが、その中の環境への放出放射エネルギーについてのデータは、保安検査官や日本原燃以外の機関の者が立会い等をしているのか。
- ・今後は、第2ステップ、第3、第4、第5ステップと進んでいくと、再処理量も多くなる。第2ステップでは、倍の60トンということになり、データもまた違って

くるのではないかと考えるが、どうか。

- ・他の機関の者も入れたデータの取り方をすれば、より県民、国民にも理解しやすいのではないか。

等の意見及び質問があり、

原子力安全・保安院から、

- ・環境への放出放射エネルギーは、実際に日本原燃の測定値であるが、原子力安全・保安院においては、六ヶ所村に六ヶ所保安検査官事務所があり、通常、運転中に限らず、ほぼ毎日現地で実際に運転について話を聞いている。また、保安検査などでこういった測定について書類等の確認、現場等での確認を行っている。また、今後のアクティブ試験中の使用前検査の中では、立ち会い検査を行っていく。
- ・現在の放出放射エネルギーについては、まだ処理量が少なく、燃焼度が低いため、この時点で全て大丈夫だということでは必ずしもないが、現在の量からみて、今後、燃焼度が上がり処理量が増えても、放出管理目標値を超えることはないと認識している。今後、第2ステップ、第3ステップ以降、第5ステップまできちんと確認を実施していく。

青森県環境生活部から

- ・県としては、事業者と分担して環境モニタリングを行っており、周辺における試料採取や分析を行い、四半期毎に結果を取りまとめ監視評価会議で評価と確認をいただいて、パンフレットとして分かりやすくまとめて公表している。なお、アクティブ試験は、3月31日から始まったが、その影響については今後公表していく予定である。

との回答があった。

○青森経済同友会から

- ・「内部被ばく」という言葉と「体内取り込み」という言葉を二つ使い分けているようだが、用語の使い分けをどうしているのか。

等の質問があり、

日本原燃株式会社から

- ・「取り込み」と「被ばく」という言葉は、意図して使い分けているものではなく、整理が不十分であった。
- ・「被ばく」という言葉は、法律上用いられているが馴染みが薄い面、また、「ばく」という言葉の中には強く印象に残る意味、ある面では過剰にご心配を招く面もあると思う。むしろ実態を正しく表現するとすれば、我々は「体内取り込み」のほうが

適切な表現であろうと考える。

- ・現在、電気事業者連合会等と打ち合わせし、また県当局のご指導をいただきながら、表現の仕方について「体内取り込み」という言葉に統一していきたいと考えている。との回答があった。